

工業団地造成事業に関する都市計画及び
事業計画の変更に係る取扱いについて

令和5年4月17日

国土交通省 都市局 都市計画課
市街地整備課

「令和4年の地方分権改革に関する提案募集」において、工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和について提案があったことを踏まえ、下記の対応が可能であることを示す。

- 工業団地造成事業に関する都市計画において定めることとしている「宅地の利用計画」については、「公共施設の配置及び規模」において定める内容と対応するように定めるなど、一定の幅をもって記載することが可能である。具体的には、例えば、面積が公共用地の面積に応じて変わりうる旨を備考欄に記載することなどが考えられる。
- 工業団地造成事業に関する都市計画事業の事業計画を変更する場合は、当該事業の事業スケジュールに支障を来さないために、例えば以下の対応をすることが考えられる。
 - ・ 変更手続と並行して、従前の事業計画の内容から変更の無い範囲における事業を実施
 - ・ 変更の事由が生じた後、早い段階で認可権者に相談し、認可時期が事業スケジュールに支障を来さないよう調整を行う

以上

工業団地造成事業に関する都市計画の計画書の記載例

市街地開発事業の種類 → ○○工業団地造成事業の決定（○○県決定）

○○工業団地造成事業を次のように決定する。

名称	名称	○○工業団地造成事業				
施行区域の面積	面積	約 20.9 ha				
公共施設の配置及び規模	公共施設の配置及び規模	種別	名称	幅員	延長	備考
施行区域内に道路や公園に関する都市計画が既に定められている場合等に記載		道路	土地利用を考慮し適正な街区を形成するよう、施行区域内に幅員8m～13.25mの区画道路及び幅員4mの特殊道路を適切に配置する。			
		公園及び緑地	面積が施行区域の3%以上となるよう、施行区域内に1,000㎡～4,000㎡の公園を適切に配置する。			
宅地の利用計画	宅地の利用計画	区分	面積	備考		比率
施行区域内において都市計画が定められていない道路や公園については、 標準幅員や配置の方針等を記載することで足りる		工場敷地	約 16.0 ha	面積は公共用地の面積に応じて変わりうる。		76.6%
		(参考) 公共用地	約 4.9 ha	面積は公共施設の配置に応じて変わりうる。		23.4%
宅地の利用計画についても公共施設の配置及び規模と同様、 幅を持って記載することが可能	合計	約 20.9 ha			100.0%	
施行区域	「施行区域は計画図表示のとおり」					

宅地の利用計画について幅を持った記載とする場合には、例えば、面積が公共用地の面積に応じて変わりうる旨を備考欄に記載することなどが考えられる。

特段の対応をせず、事業スケジュールに支障が生じるケース

事業スケジュールに合わせた手続きフローの例

